

第 5 学年保護者 様

東京都立桜修館中等教育学校長
信岡 新吾
(公印省略)

令和 7 年度学校徴収金の納入について (5 学年)

令和 7 年度第 5 学年の学校徴収金 (積立金、自治会費、PTA 会費) について、徴収額及び徴収日時をお知らせします。確実な徴収に御協力をお願いします。

記

- 令和 7 年度学校徴収金徴収額 **年額 135,500 円**
※ PTA 会費は 1 家庭につき 1 名分の年会費を徴収します。なお、複数の生徒が在学する家庭においては、下の学年の生徒から徴収します。
- 徴収方法
御指定いただいたゆうちょ銀行口座からの口座振替により徴収を行います。
1 回の口座振替につき、**10 円の手数料がかかります**ので、併せて入金をお願いします。
- 納付回数
年 3 回の徴収です。なお、7 回払いも可能です。
7 回払を御希望の場合は、**令和 7 年 4 月 15 日 (火) までに**経営企画室へ申請書を提出してください。申請書は経営企画室にて配布します (生徒経由でも結構です)。
- 各回の徴収金額及び徴収日 (前日までに入金をお願いします)
(1) 年 3 回払いの場合 (4 月末・7 月末・9 月末 ※土日祝の場合は翌営業日)

	納入月日	積立金	自治会費	PTA 会費	1 回分計
第 1 回	4 月 30 日 (水)	36,500	6,500	4,000	47,000
第 2 回	7 月 31 日 (木)	47,000			47,000
第 3 回	9 月 30 日 (火)	41,500			41,500
	合計	125,000	6,500	4,000	135,500

- (2) 年 7 回払いの場合 (4 月から 10 月までの各月末 ※土日祝の場合は翌営業日)

	納入月日	積立金	自治会費	PTA 会費	1 回分計
第 1 回	4 月 30 日 (水)	17,000		4,000	21,000
第 2 回	6 月 2 日 (月)	17,500	3,500		21,000
第 3 回	6 月 30 日 (月)	17,500	3,000		20,500
第 4 回	7 月 31 日 (木)	19,000			19,000
第 5 回	9 月 1 日 (月)	18,000			18,000
第 6 回	9 月 30 日 (火)	18,000			18,000
第 7 回	10 月 31 日 (金)	18,000			18,000
	合計	125,000	6,500	4,000	135,500

【 問い合わせ先 】 東京都立桜修館中等教育学校 経営企画室 担当 小堀、望月
住所：〒152-0023 東京都目黒区八雲 1-1-2 電話：03-3723-9966
開庁時間：平日午前 9 時から午後 4 時 30 分 (土日祝日・年末年始・入学選抜日・学校閉庁日を除く)